

第23号議案

「唱歌誕生のまち文京プロジェクト」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年5月16日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 加 藤 裕 一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2024年4月11日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 公益社団法人東京青年会議所 文京区委員会

住所 (所在地) 東京都千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F

代表者名 (ふりがな) よしはさ かずし
吉原 一石

代表者連絡先 090-1849-1516
(事務担当者) 080-6595-3852

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	唱歌誕生のまち文京プロジェクト		
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	文京区の文化的、歴史的価値を唱歌を通じて周知、啓発するため		
実施期間	① 2024年 7月 20日(土) から ② 2024年 8月 25日(日) まで (2日間)		
実施場所	小石川淑徳学園中学校、高等学校		
事業内容	目的※	誕生の地が文京区である唱歌を学ぶ機会の提供。自国の文化に触れて、理解を深めることで、日本人としてのアイデンティティを醸成し、グローバルな人材を育てる。	
	内容	① 唱歌にまつわるワークショップ ② 合唱祭 ※詳細は企画書を参照ください	
	対象者	区内の幼児～中学生、子育て世代、音楽愛好家 (参加予定人員 60人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文京区 (アカデミー推進課に申請中)		
備考	特になし		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに ☒ 同意する ☐ 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

唱歌誕生のまち文京プロジェクト 事業概要（案）

1 目的

区民及び区内企業・団体等が「唱歌誕生のまち」である文京区の文化的・歴史的価値を認識することで、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、その魅力を次世代へ継承すること。

2 事業実施のきっかけとなった社会背景

文京区は「唱歌誕生のまち」である一方、その認知度は低い。日本の良き芸術文化であり、教育的価値も持つ唱歌の魅力を、文京区の未来を紡ぐ子どもたちに周知・啓発する機関が少ないことが課題である。

3 事業概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 実施形態 | 唱歌をテーマとした音楽祭 |
| (2) 主催 | 公益社団法人東京青年会議所文京区委員会 |
| (3) 同時開催 | 第3回文京思い出横丁 in 傳通院 |
| (4) 実施日 | 2024年8月 |
| (5) 会場 | 小石川淑徳学園（文京区小石川3-14-3） |
| (6) ターゲット | メインターゲット：幼児～中学生
サブターゲット：子育て世代、音楽愛好家 |

(7) 企画

- ・区内の小・中学校の合唱部、音楽愛好家、合唱団体等による文京区ゆかりの唱歌の演奏
- ・プロの音楽家による文京区ゆかりの唱歌の演奏
- ・小・中学生による文京区ゆかりの作曲家・作詞家、唱歌に関する研究発表
（事前にワークショップを開催する）
- ・幼児、親子向けの唱歌を利用したリトミック
- ・文京区と唱歌の歴史やゆかりの作曲家等がわかるパンフレットの作成
- ・ブースの出店

4 協力依頼団体

文京区、文京区教育委員会、文京区観光協会

5 参考図書

『文京ゆかりの作詞・作曲家 一唱歌・童謡一』

著者：石井 昭示 発行：文京区教育委員会／文京ふるさと歴史館（平成12年）

6 連絡先

公益社団法人東京青年会議所文京区委員会

委員長	宮野 佑実子	080-6399-0367 / yumiko@miyayumi.com
副委員長 兼 実行委員長	吉原 一石	090-1849-1516 / kazu3.yoshihara@gmail.com

唱歌誕生のまち
文京プロジェクト

開催概要

7月20日(土) 13:00～15:00

【小中学生向けワークショップ】

登壇者：東京藝術大学 佐野靖副学長

東京藝術大学 音楽部の皆様

場所：小石川淑徳学園中学校・高等学校

8月25日(日) 13:00～16:00

【合唱祭と小中学生の研究発表】

登壇者：東邦音楽大学 荻久保和明特任教授

東邦音楽大学 声楽部の学生様

東京藝術大学 佐野靖副学長

場所：小石川淑徳学園中学校・高等学校

唱歌とは

唱歌とは

日本語や日本の風景を音楽で伝えるためにできたものであり、明治時代の国際化に伴い、教育現場で必要なものとして文科省が定めた「教育のための音楽」である。

「唱歌・童謡」と一括りにされることは多いが、それらの明確な違いについて説明できる人が少ない。

現在の日本の音楽教育と社会背景

STEAM教育の中のART分野において、近年の教育現場では、教育のアプローチや優先事項が変化したことで、音楽の授業が減少している傾向にある。

K-POPをはじめとする新しい音楽やエンターテインメントに台頭され、唱歌のような古典的・伝統的な音楽に触れる機会が減り、日本独自の音楽文化の醸成が社会全体として希薄になっている。

文京区と唱歌の関わりと認知度

文京区は唱歌が誕生し研究が行われたまちであることから、ゆかりのある歴史的な文豪が多い一方、唱歌そのものの認知度も相まって、唱歌と文豪との関わりに関する認知度が低い。

文京区は東大をはじめとした学問のまちであることは広く知られているが、芸術における文京区のイメージは区民にもあまり定着しておらず、これについては子どもたちだけではなく、大人にも当てはまっている。

唱歌を知ることとは国際教育でもある

国際化に伴い、インバウンドがこれからより増えていく日本において、国際教育として自国や自分の住む地域の文化についての知識を身に付けることが必要とされており、その一つである唱歌という歴史ある音楽の分野を啓蒙していくことは、未来のための継承でもあり、今後の東京の未来を担う人材育成に寄与できるものである。

課題

グローバル化している現代社会で、
自分たちの住む国の文化について知らない日本人が増えていること。

目的

自国の文化について理解を深めることで
日本人としてのアイデンティティを醸成し、
グローバルな人材を育てること。

企画① 小中学生向けワークショップ

【文京区と唱歌のつながりを研究するワークショップ】

登壇者：東京藝術大学 佐野靖副学長

佐野教授より唱歌の歴史や魅力を、演奏指導など交えながら
小中学生に楽しく学んでもらう。

小中学生には「唱歌の認知度を広げるためのアイデア」と「文京区と唱歌の歴史」について夏休みの時間を使って研究を行ってもらい、

8月の合唱祭当日にポスターサイズのレポートを発表してもらう。

佐野教授にはその発表の講評もしていただく。

企画② 合唱祭

【文京区ゆかりの唱歌による合唱祭】

登壇者：東邦音楽大学 荻久保和明特任教授
東邦音楽大学 音楽部声楽科の学生様
一般募集の区内合唱団体

- ・ 文京区ゆかりの作詞・作曲家が手がけた楽曲を1団体1曲発表する。
- ・ 合唱界の巨匠でもあられる荻久保教授書き下ろしの現代風にアレンジされた唱歌の世界初演を行い、新たな唱歌の魅力を伝えていく。

この際に参加団体への合唱指導もしていただけるため、
参加者のスキルアップにもつながる。

企画の検証と目標

検証手法：アンケート

設問①唱歌とはなにかを知っていますか

設問②あなたは「唱歌」と「童謡」の違いを知っていますか

設問③あなたは文京区が「唱歌誕生のまち」であることを知っていますか

設問④文京区ゆかりの文豪を知っていますか

設問⑤文京区ゆかりの作詞・作曲家を知っていますか

事前アンケートでは

設問①～③で「知っている、なんとなく知っている」が約25%のみ

設問④で「一人でも知っている」と答えた人が約55%

設問⑤で「一人でも知っている」と答えた人は約25%のみであった

本事業実施後で参加者と見学者に同じアンケートを取り、
それぞれ「知っている」と答える人を20%以上増やすことを目標と定める。

ロードマップ

地区推進事業

【集結】

区内の小中学生と合唱団体に、文京区と関わりが深い唱歌の認知度を上げる活動を共にしようとアプローチ

地区推進事業

【育成】

小中学生へのワークショップを通じて課題創造型人材の育成に寄与する

地区推進事業

【再認識】

普段から音楽を慣れ親しんでいる合唱団体にも唱歌の持つ魅力や歴史的価値を再認識していただく

地区推進事業

【先導】

現在の日本における唱歌・童謡の第一人者である佐野教授の学習指導と講演により歴史的価値を伝道し、合唱界の巨匠である荻久保教授の合唱指導により、歌うことがもっと楽しくなるようにリードしていただく。

目的の達成

【サイクルを生み出す】

区民に唱歌が好き、歌うことが好きという人が増え、その魅力を広めていきたいと思う人が増える。
本事業に参加した方が先導し、毎年開催されている「文京区 合唱のつどい」にて唱歌を歌う時間を設けてもらう。

課題解決

課題であった唱歌の認知度と、文京区との由縁を認知する人が増え、地元への愛が育まれる

展望

歌を通じて地元愛溢れる人が1人でも多く増え、徐々に唱歌の価値が日本中へ浸透していく

【お問い合わせ先】

公益社団法人東京青年会議所 事務局

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館 2 階

電話：03-5276-6161 FAX：03-5276-6160

URL：http://www.tokyo-jc.or.jp

担当：公益社団法人東京青年会議所 文京区委員会

副委員長：吉原一石

携帯：090-1849-1516

事業予算書

事業名 唱歌誕生のまち文京プロジェクト

団体名 公益社団法人東京青年会議所

[illegible]

2024 年 4月 23日

(備考)

公益社団法人 東京青年会議所
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人東京青年会議所（英文名「Junior Chamber International Tokyo, Inc.」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 本会は個人の修練、社会への奉仕、世界との友情を信条とし、社会の開発及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とし、本定款第5条に定める事業を実施する。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 本会は、特定の政党のために活動してはならない。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う青少年の心身を成長させ、地域を愛する心や、道徳心を育む事業
- (2) 都や地域を牽引する人材を育成する事業
- (3) 政治・経済・社会・文化に関する調査研究及びその発展に資する事業
- (4) 環境問題の調査研究及び都民に対し啓発・実践を行う事業
- (5) 地域社会の健全な発展に資する事業
- (6) 日本及び世界の人々と協力し、国際的に通用する人材の育成や、日本国の在り方と国際貢献を学び、国際発展に資する事業

2 前項に定めるほか、目的達成の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員のために指導力向上を目的とする事業
- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
- (3) 新年度の運動方針を発表する事業
- (4) 事業年度毎に事業年度を振り返る事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 本会は、目的達成の推進に資するため、かつ、第1項に定める事業に支障がない範囲で、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 各種物品の販売
- (2) 広告宣伝事業
- (3) 書籍、雑誌の出版、販売
- (4) 知的財産権（著作権、商標等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理

4 前各項の事業は、東京都において行う。ただし、第1項の目的達成に資するため、必要の都度、日本国内及び日本国外において行うことがある。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 東京23区内及びその周辺の地域に居住又は勤務する満25才以上満40才未満の品格ある青年で、本会の目的に賛同して入社（以下「入会」という。）した個人をいう。ただし、正会員がその事業年度中に満40才に達した場合は、当該正会員はその事業年度内において正会員としての資格を有する。

（2）特別会員 満40歳に達した年の事業年度末まで本会の正会員であった者で、理事会で承認された者をいう。

（3）賛助会員 前各号に該当しない者で、本会の目的に賛同し、その事業に協力し、あるいは本会の発展を賛助しようとする個人又は法人もしくは団体で、理事会で承認された者をいう。

（入 会）

第7条 前条各号の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第8条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。なお、会費等の支払い方法については、別に定める規程による。

2 特別会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費（以下「賛助会費等」という。）を納入しなければならない。なお、賛助会費等の支払い方法については、別に定める規程による。

4 その他入会に関する事項は、規則において別に定める。

（会員の権利及び義務）

第9条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 正会員は、この定款その他諸規則を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

3 特別会員、賛助会員については規則において別に定める。

（退 会）

第10条 会員は、理事会が別に定める退社届（以下「退会届」という。）を提出することにより、任意にいつでも退社（以下「退会」という。）することができる。

ただし、当該年度の会費を納入しておかなければならないこととする。

2 退会者があったとき、理事長は理事会に報告しなければならない。

（会員資格の喪失）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会したとき

（2）成年被後見人又は被保佐人になったとき

（3）死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

（4）法人又は団体が解散したとき

（5）総正会員が同意したとき

（6）第8条の会費等又は賛助会費等を納入せず、督促後なお6カ月以上納入しなかったとき

（7）除名されたとき

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しないこととする。

（除 名）

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であ

って、総正会員の総会において行使された議決権の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

(1) この定款又は諸規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知することとする。

(休 会)

第13条 正会員がやむを得ない事情により長期間各種事業、会議に出席できないときは、理事会が別に定める休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 2名以上 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって、法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会計監査人は、総会において選任する。

3 理事は、正会員のうちから理事会において候補者を選出する。

4 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選出する。

5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 会計監査人は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても、同様とする。

8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても、同様とする。

9 その他役員の選任に関して必要な事項は規則において定めることとする。

(理事の職務権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事会は、第15条第3項以外の理事の中から法上の業務執行理事を選任することができる。

3 理事長及び前第2項で選任された業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定められた監査報告書を作成すること。
- (2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接に理事会を招集することができる。
- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任 期)

- 第19条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第15条第1項に定める定数に満たなくなつたときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。
- 4 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 5 補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 6 監事は、第15条第1項に定める定数に満たなくなつたときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第20条 役員は理事会の承認を得て、辞任することができる。

- 2 役員は、いつでも、社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、かつ、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第21条 本会に、任意の機関として、直前理事長1名、若干名の顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、理事会において選任する。
- 3 顧問は、理事会において選任する。
- 4 直前理事長等の任期は第19条第1項の規定を準用する。

(直前理事長等の職務)

第22条 直前理事長等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。

(2) 顧問は、本会の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

2 直前理事長等は、理事会に出席し、理事長の求めに応じて参考意見を述べることができる。

(直前理事長等の解任等)

第23条 直前理事長等の解任等については、第20条第1項及び同条第2項本文の規定を準用する。

(特別顧問)

第24条 本会に、任意の機関として、若干名の特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、理事長経験者でなければならない。

3 特別顧問は、理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。

4 特別顧問は、理事長経験を生かし、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言をすることができる。

5 特別顧問の任期は、第19条第1項の規定を準用する。

6 特別顧問の解任等については、第20条第1項及び同条第2項本文の規定を準用する。

(会計監査人)

第25条 本会に、会計監査人を3名以内置く。会計監査人が法人である場合、法第68上の定め
の通り、監査法人である必要があり、また設置後速やかに会計監査人の職務を行うべき者の通知を
受けるものとする。

2 会計監査人の任期は、選任された時から、選任された事業年度に関する定時総会終結の時まで
とする。ただし、当該定時総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総会におい
て再任されたものとみなす。

3 会計監査人は、法令で定めるところにより、当会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減
計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査
報告を作成する。

4 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会
計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記
録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

5 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを
発見したときは、ただちに監事に報告すること。

6 会計監査人は総会の決議によって解任することができる。

(監事による会計監査人の解任)

第26条 監事は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意のもと、
その会計監査人を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は懈怠したとき

(2) 会計監査人にふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

2 第1項の規定により会計監査人を解任したときは、監事は、その旨及び解任の理由を解任後最
初に招集される総会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第27条 本会、役員及び会計監査人の法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要
件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を
控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は会計監査人との間で、法第115条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該
当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく

賠償責任の限度額は、同法第113条第1項第2号に定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第28条 本会の役員、直前理事長等及び特別顧問は無報酬とする。その他役員の報酬に関して必要な事項は規則において定めることとする。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、別に定める理事会規則によることとする。

第4章 総 会

(種 類)

第30条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 毎年3月に開催される定時総会を法上の定時社員総会とし、臨時総会を同法上の臨時社員総会とし、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(構 成)

第31条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権 限)

第32条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業報告の承認

(2) 正会員及び特別会員、賛助会員の除名

(3) 役員並びに会計監査人の選任及び解任

(4) 顧問及び特別顧問、委員長の選任及び解任

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(6) 財産目録の承認

(7) キャッシュ・フロー計算書の承認

(8) 定款の変更

(9) 規則の制定及び変更

(10) 正会員の共通的な事業項目の決定並びに変更

(11) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受

(12) 役員の報酬の額又はその規定

(13) 合併、事業の全部または一部の譲渡

(14) 解散及び残余財産の処分

(15) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第33条 定時総会は、毎年1回3月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき

(招 集)

第34条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに、通知を発しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第35条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第33条第2項第2号に基づく臨時総会を開催した場合は、正会員を代表して出席する者のうちからこれを選出する。

(定足数)

第36条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(議 決)

第37条 総会の議事は、法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した総正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとし、複数の候補者が同じ得票数のときは、議長の裁決するところによる。

3 前2項の場合において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。

(書面による議決権の行使等)

第38条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議決権)

第39条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第40条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第41条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 理事会

(構成)

第42条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(3) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(6) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人(事務局長)の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(6) 第27条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結

(7) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引、自己又は第三者のためにする、本会との取引、本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引の承認

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長、顧問及び特別顧問は、理事会に出席して参考意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第44条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第18条第1項第7号の規定により、監事から理事会の招集の請求があったとき、又は同条第1項第8号の規定により、監事が招集したとき。

(5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号、第4号後段及び第5号により場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長又は理事の互選若しくは理事のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

第47条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上の出席をもって成立する。

(議決)

第48条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第49条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすこととする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第50条 理事若しくは監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、議長、理事長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名及び出席した監事は、これに署名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した全ての理事及び監事がこれに署名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第52条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会等

(例会)

第53条 本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために毎月1回以上例会を開催する。ただし、第5条第2項第3号及び第4号に規定する例会の場合はこの限りでない。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会等)

第54条 本会は、その目的達成に必要な事業を調査、研究し、又は実施するために委員会、特別委員会及び会議（以下「委員会等」という。）を設置する。

2 委員長は総会において選任及び解任される。

3 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。

4 委員長、副委員長、幹事は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

5 正会員は、役員、直前理事長等、特別顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

- 6 委員会等の設置及び権限等は法第90条第4項第4号の規定により理事会の決議により定める。
- 7 委員会の議事録については、第51条を準用する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第55条 本会は、会員又は第三者に対し、法第131条に規定する基金の拠出を求めることができることとする。

(基金の募集等)

第56条 基金の募集、割当て、払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、別に定める会計規程によることとする。

(基金拠出者の権利)

第57条 基金は、拠出者との契約で定める日まで返還しないこととする。

2 前項の規定にかかわらず本会は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還できることとする。

3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできないこととする。

(基金の返還手続き)

第58条 基金の返還は、法第141条に基づき、定時総会の決議をもって行うこととする。

2 前条第2項の基金の返還の手続きについては理事会の決議により定めることとする。

(代替基金の積立)

第59条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てることとし、その代替基金については取り崩しを行わないこととする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第60条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第61条 本会の資産の管理・運用は、理事長又は理事長が指名した理事が行うものとし、その方法は、別に定める会計規程によるものとする。

(経費の支弁)

第62条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第63条 本会の事業計画、収支予算については理事長が作成し理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については理事長が作成し理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 第1項及び第2項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第64条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、会計監査人の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会は、法令の定めるところにより、第1項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の提出書類には、前事業年度末の会員名簿及び会員移動状況報告書を添付しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第65条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(社会貢献事業積立資産)

第66条 第5条第1項の事業のうち、下記に掲げる社会貢献事業および活動等に対する資金の支出に備える目的で、社会貢献事業積立資産を積み立てることとし、細目は個別に定める規程による。

(1) 国内、国外における突発的な災害、飢饉、戦争等、人道的見地からこれに即時対応するため必要とされる援助事業および活動

(2) 地球環境問題等、社会的見地から必要とされる援助事業および活動

(3) その活動が社会的に貢献していると認められる個人及び団体に対して行う援助事業および活動

(弔慰金贈与引当資産)

第67条 特別会員の死亡者に対し、弔慰金等を贈る費用に備える目的で、弔慰金贈与引当資産を積み立てることとし、細目は個別に定める規程による。

(公益目的取得財産残額の算定)

第68条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第72条第2項11号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第69条 本会の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(事業年度)

第70条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第9章 管 理

(事務局)

第71条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な使用人（事務局長）は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第72条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供することとする。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 監査報告及び会計監査報告書
 - (8) 理事、監事、及び会計監査人の名簿
 - (9) 役員の報酬規定
 - (10) 事業計画書及び収支予算書
 - (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (12) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (13) その他法令で定める帳簿及び書類
- 3 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第73条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 第64条第1項及び第72条に定めるもののほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程によ

る。

(個人情報の保護)

第74条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公 告)

第75条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第76条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、変更することができる。

(合併等)

第77条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第78条 本会は法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第79条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第80条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

第81条 本会の解散に際しては、解散の日を含む年度の理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

第82条 本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第12章 補 則

(委 任)

第83条 この定款の実施に関して必要な事項は、次の各号に定める。

(1) 本会の組織、構成及び運営に関する重要な事項については、総会の議決を得て、規則にこれ

を定める。

(2) 前号以外の事項及び規則の施行に必要な事項については、理事会の議決を得て、規程にこれを定める。

(3) 前二号に規定する以外の事項であつて定款、規則及び規程の実施に関する事項については、理事会の定めるところにより、細則にこれを定める。

附則（平成23年12月28日【登記の日】）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立を行ったときは、第72条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事（理事長）は、下記のとおりとする。

理事長 奥山卓

4 この法人の最初の会計監査人は瀬山剛とする。

平成22年11月30日【決議の日】

なお、移行認定申請にあたり、東京都の指導による字句修正については、理事長に一任する。

附則

1 平成24年11月30日一部変更即日施行とする。

2 平成26年11月20日一部変更即日施行とする。

3 平成30年11月29日一部変更即日施行とする。

2024年度 公益社団法人 東京青年会議所 文京区委員会組織

■ 理事長

高木隆太（株式会社PiDEA 代表取締役）

■ 直前理事長

下山田敬介（インターテック株式会社 代表取締役）

■ 理事・教育政策地区室室長

宮崎辰也（フロンティア司法書士事務所 司法書士）

■ 文京区委員会委員長

宮野佑実子（文京区議会 議員）

■ 文京区委員会副委員長

中尾文香（千葉大学墨田漢方研究所 薬剤師）

■ 文京区委員会副委員長

吉原一石（メットライフ生命株式会社 FP）

■ 文京区委員会総括幹事

吉原瞬（株式会社ワンモア プロデューサー）

第45回わんぱく相撲文京区大会

参加
無料

「勇気・礼節・感謝」

～心にいつもわんぱくピース～

参加してくれたお子さんには
素敵な参加賞を用意しています!!

今年は淑徳SC中等部・高等部、傳通院で開催!

開催日

2023年
5月28日(日)

時間

受付開始 11:00 | 決勝 15:00
開会式 11:30 | 閉会式 15:30
競技開始 12:00

場所

淑徳SC中等部・高等部 (トーナメント～準決勝)
傳通院 (決勝)

- 【主催】 わんぱく相撲文京区大会実行委員会
- 【後援】 文京区・文京区教育委員会
- 【協力】 公益社団法人東京青年会議所文京区委員会
- 【参加資格】 文京区在住・在学の小学生男女
- 【競技方法】 すべて個人戦とする。(詳細は当日発表)
- 【表彰】 各学年3位以内の入賞者に賞状を授与。
4,5,6年生の男女優勝者(6名)は「わんぱく相撲東京都大会」に出場
- 【申込方法】 5月21日(日)までに
ホームページの参加申し込みフォームよりお申し込み下さい。

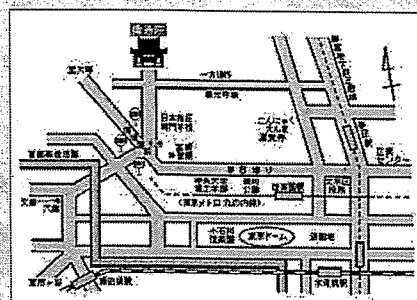


参加受付フォーム

※申込の前に、必ず裏面の注意事項をご熟読下さい。
サイトURL <http://wanpaku-bunkyo.jimdo.com>

大会事務局 電話:090-6143-7024
担当:熊木(くまき)

(お問い合わせ先)
メール: wanpakuzumou.bunkyo@gmail.com



《文京区小石川3-14-3》
(三田線・大江戸線 春日駅 徒歩8分)
(東京メトロ 後楽園駅 徒歩10分)

「第45回わんぱく相撲文京区大会」参加に際してのお願い

第45回わんぱく相撲文京区大会 会長 斎藤 裕輔

参加児童の保護者の皆様へ

遊び場の少ない東京の子ども達にスポーツの機会をより多く与え、心身の鍛練と健康の増進、そして知育コミュニティの構築を目的として、日本固有のスポーツである“相撲”を取り上げております。

より多くの児童に参加していただきたく考えておりますので、皆様お声かけの上、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

本大会へのご参加に際し、お知らせならびに注意事項がございます。

以下の点にご留意の上、お子様のご参加をいただけますようお願い申し上げます。

集合時間・場所等

スケジュール

受付開始 11:00
開会式 11:30
競技開始 12:00
決勝 15:00
閉会式 15:30

集合場所：淑徳SC中等部・高等部

《東京都文京区小石川3-14-3》

※参加者ならびに付き添いの方の駐車場利用はできませんので、公共交通機関等をご利用下さい。

※当日の緊急連絡は大会実行委員会事務局 (TEL 熊本 090-6143-7024) までお願い致します。

開催場所：淑徳SC中等部・高等部 (トーナメント～準決勝) 傳通院 (決勝)

《東京都文京区小石川3-14-3》

※表面の地図を参照ください。

服装

上半身は、男子女子共にTシャツなどのボタン・フックがないもの、下半身は短パンに裸足で行います。

当日は上記の服装を着用いただけますようお願いいたします。まわしをお持ちの方はまわし、お持ちでない方は当日さらし(実行委員会準備しております)をまわしの代わりとして使用します。ケガ防止のため、手足とも爪はあらかじめ切っておいて下さい。

※当日は熱中症予防対策をしっかりとお願い致します。

参加意思ならびに健康状態の確認

下記の「参加同意書 兼 体調申告書」に必要事項を記載の上、当日お忘れなくお持ち下さい。(受付の際に必要となります。)

なお、「参加同意書 兼 体調申告書」はホームページからもダウンロードいただけます。

また、会場内は給水設備が少ないため水分補給ができるよう各自ご準備下さい。



大会参加時のケガについて

大会出場選手(付き添いの方・見学者等は含みません)にはレクリエーション保険をかけておりますので、競技中のケガについては、一定の条件のもとで保険会社より保険金が支払われます。尚、この保険は治療実費をお支払いするものではありませんので、治療に際しては通常の健康保険にて対応をお願い致します。

東京都大会・全国大会のご案内

4年生から6年生の男女優勝者(6名)は、文京区代表として6月25日(日)(予定)に開催される「わんぱく相撲東京都大会」に出場する権利を得られます。

参加同意書 兼 体調申告書 (参加小学生一人につき一枚ですのでコピーしてお使い下さい)

第45回わんぱく相撲文京区大会へ参加することに同意します。

大会中撮影いたしました画像は、協賛企業や協力団体が青少年の健全育成に社会貢献している広報活動にのみ使用いたしますことを了承いたします。

参加選手名: _____

(生年月日): _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 歳)

保護者氏名: _____

(身長): _____ cm (体重): _____ kg

連絡先: 〒 _____

(健康状態) _____ (既往症) _____

T E L () _____

当日の体温(受付にて記入): _____ °C

唱歌誕生のまち 文京プロジェクト

企画趣旨

「唱歌」とは日本語や日本の風景を音楽で伝えるために、明治時代に誕生した文科省が定めた「教育のための音楽」です。

代表曲として、ふるさと／仰げば尊し／荒城の月／朧月夜／花などがあり、全て文京区ゆかりの作詞・作曲家が手がけましたが、そのことを知っている人が少ない現状です。

K-POPをはじめとした近代音楽の台頭により、馴染みの無くなってきた「唱歌」ですが、この事業を通じて、若い世代へ日本の伝統音楽が文京区で誕生したことの認知度を広め、地元愛や自国の芸術文化の魅力に気付く一助になることを願い企画いたしました。

7月20日（土） 13：20～15：30

会場：小石川淑徳中学校・高等学校

（東京都文京区小石川3-14-3）

以下に該当する人を大募集しています！

- ・ 文京区の歴史と音楽について学びたい
- ・ 体験型ワークショップで音楽を楽しく学びたい
- ・ 名門国立大学の教授による授業を受けてみたい
- ・ 夏休みの自由研究のテーマを探している

対象年齢：小学4年生～中学3年生

参加申込はこちらから→→→



ゲスト



元東京藝術大学副学長 佐野靖 氏

1981年東京芸術大学音楽学部楽理科卒業
1985年東京芸術大学大学院音楽研究科修士課程修了
2023年まで東京芸術大学の副学長を務める

【出版書籍】

『唱歌・童謡の力』（2010年5月、東洋館出版社）

『心に響く童謡・唱歌』（2000年7月、東洋館出版社）

『音楽で拓く「総合的な学習」』（1999年10月、教育芸術社）

1996年、1997年、1999年 文部省教育課程運営改善講座講師就任

現代の日本における唱歌・童謡界の第一人者として文部省からの依頼も多く受ける

企画 1

佐野氏による音楽の歴史に関する講話と、
東京藝術大学生の演奏を鑑賞

企画 2

「文京区と音楽」に関するワークショップと探求学習

企画 3

8月25日に行われる「唱歌誕生のまち文京音楽フェスティバル」にて、探求学習したものを発表！

タイムテーブル

参加無料！

13:00 受付開始

13:20 開会

13:30 元東京藝術大学 佐野副学長による講話開始

14:10 東京藝術大学生による演奏

14:30 文京区と音楽に関するワークショップ

15:30 閉会

親御様向けの事前アンケートにご協力をお願いします→→→



お問い合わせ

公益社団法人東京青年会議所 文京区委員会
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-14-3 青年会議所会館 2F
(建て替えに伴い引越しを予定しております。詳細はHPからご確認ください。)
電話：03-5276-6161 FAX：03-5276-6160 HP：<https://tokyo-jc.or.jp/>
担当：吉原一石
電話：090-1849-1516 メール：kazus3.yoshihara@gmail.com

＜参加申込＞



唱歌誕生のまち 文京音楽フェスティバル

企画趣旨

「唱歌」とは日本語や日本の風景を音楽で伝えるために、明治時代に誕生した文科省が定めた「教育のための音楽」です。

代表曲として、ふるさと／仰げば尊し／荒城の月／朧月夜／花などがあり、全て文京区ゆかりの作詞・作曲家が手がけましたが、そのことを知っている人が少ない現状です。K-POPをはじめとした現代音楽の台頭により、馴染みの無くなってきた「唱歌」ですが、

この音楽祭を通じて、日本の伝統音楽が文京区で誕生したことの認知度を広め、地元愛や自国の芸術文化の魅力に気付く一助になることを願い企画いたしました。

8月25日（日） 13：00開場

会場：小石川淑徳中学校・高等学校

（東京都文京区小石川3-14-3）

タイムテーブル

入場・参加無料！

- 13：00 小中学生による文京区と唱歌のつながりに関する研究発表
- 13：50 元東京藝術大学 佐野副学長による講話
- 14：30 区内合唱団体による歌唱
- 15：30 東邦音楽大学 音楽学部声楽科の学生による独唱
- 15：40 東邦音楽大学 荻久保教授による世界初公開オリジナル唱歌披露！

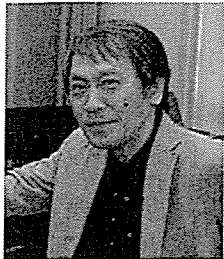
参加される合唱団体の参加申込はこちらから→→→



唱歌の魅力を 一緒に伝えてくれる合唱団募集！！

(年齢・性別不問)

ゲスト



東邦音楽大学特任教授 荻久保和明 氏

1976年東京芸術大学大学院作曲研究科修了
現在は東邦音楽大学にて合唱・吹奏楽指導に携わる

混声合唱曲「季節へのまなざし」 混声合唱組曲「IN TERRA PAX - 地に平和を」など
数々の有名合唱曲を手がけ、現在は合唱界の巨匠として専門家たちに周知されている。
教育活動でも多くの功績を残し、優秀な門人を多数輩出している。

最も有名な弟子に、2010年度武満徹作曲賞第2位を受賞した難波研氏がいる。

参加特典

- ・ 荻久保教授による合唱指導
- ・ 世界初公開！ オリジナル唱歌発表の一員になれる

参加無料！

ゲスト



元東京芸術大学副学長 佐野靖 氏

1981年東京芸術大学音楽学部楽理科卒業
1985年東京芸術大学大学院音楽研究科修士課程修了
2023年まで東京芸術大学の副学長を務める

【出版書籍】

『唱歌・童謡の力』（2010年5月、東洋館出版社）

『心に響く童謡・唱歌』（2000年7月、東洋館出版社）

『音楽で拓く「総合的な学習」』（1999年10月、教育芸術社）

1996年、1997年、1999年 文部省教育課程運営改善講座講師就任

現代の日本における唱歌・童謡界の第一人者として文部省からの依頼も多く受ける

お問い合わせ

公益社団法人東京青年会議所 文京区委員会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-14-3 青年会議所会館 2F

(建て替えに伴い引越しを予定しております。詳細はHPをご確認ください。)

電話：03-5276-6161 FAX：03-5276-6160 HP：<https://tokyo-jc.or.jp/>

担当：吉原一石

電話：090-1849-1516 メール：kazus3.yoshihara@gmail.com

<参加申込>



2024 年 4 月 10 日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-14-3
青年会議所会館2F

申請者（申請団体）

公益社団法人 東京青年会議所

代表者名

理事長 高木隆太



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。